

～ 令和7年6月 北方町地域防災計画の修正 ～

1 修正の目的

現行の北方町地域防災計画は、災害対策基本法の改正や上位計画である国の防災基本計画及び岐阜県地域防災計画との整合を図るため、都度改訂してきました。

今回の修正は、保育園の統廃合に伴う町立南保育園廃園による指定避難所の解除及び第3エリア内の避難所への空調設備設置が行われ避難所の環境が進んだことから、指定緊急避難所変更を反映させるために実施するものです。

2 修正の基本的な考え方

- (1) 学園構想に伴う施設修正
- (2) 指定緊急避難所の変更（第3エリア）

3 今後の予定

令和7年度中に、北方町防災計画（一般対策計画・地震対策計画）は、以下の観点を取り込み、再度修正を実施し、防災会議を開催する予定です。開催日時等の詳細は後日ご連絡させていただきます。

- (1) 防災関連法令（災害対策基本法、水防法、各種ガイドライン等）との整合
- (2) 上位計画（防災基本計画及び岐阜県地域防災計画）との整合
- (3) その他、名称・文言等の更新又は修正

(参考) 計画の全体構成

